

議案第 5 号

小城市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

小城市教育委員会公印規程（平成 17 年小城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市児童センターが小城市福祉部社会福祉課へ移管されたことに伴い、小城市教育委員会公印規程の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

小城市教育委員会公印規程（平成 17 年小城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 64 の項を削り、65 の項を 64 の項とし、66 の項を 65 の項とする。

別表第 2 の 64 の項を削り、65 の項を 64 の項とし、66 の項を 65 の項とする。

附 則

この訓令は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

議案第〇号 小城市教育委員会公印規程（平成17年小城市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行								改正後（案）							
別表第1（第2条関係）								別表第1（第2条関係）							
番号	公印の名称	公印管理者	寸法 (ミリメートル)	印材	書体	個数	備考	番号	公印の名称	公印管理者	寸法 (ミリメートル)	印材	書体	個数	備考
略								略							
64	小城市児童センター所長之印	児童センター所長	方21	本柘	古印体	1		64	小城市北部学校運営支援室長之印	小城市北部学校運営支援室長	方18	本柘	古印体	1	
65	小城市北部学校運営支援室長之印	小城市北部学校運営支援室長	方18	本柘	古印体	1		65	小城市南部学校運営支援室長之印	小城市南部学校運営支援室長	方18	本柘	古印体	1	
66	小城市南部学校運営支援室長之印	小城市南部学校運営支援室長	方18	本柘	古印体	1									
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
ひな形 1～63 略								ひな形 1～63 略							

64



65



66



64



65

